

# 1 第2次教育振興基本計画の策定について

## (1) 計画策定の趣旨

平成18年(2006年)12月に教育基本法が改正され、同法第17条第2項において「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされています。これに基づき、寒川町教育委員会では、平成24年(2012年)4月に「寒川町教育振興基本計画」を策定しました。その後、平成28年(2016年)7月に「寒川町教育振興基本計画(改定版)」を策定し、「よく学び よく遊び よく生きる」ことを基本理念に掲げ、教育の振興に関する施策に総合的かつ計画的に取り組んできました。

このたび、改定版の計画期間が終了したことから、「寒川町教育振興基本計画(改定版)」を検証するとともに、社会状況の変化を見据えながら、より効果的で効率的な教育行政を進めていくため、第1次計画に引き続き、学校教育と社会教育を2本柱とした「第2次寒川町教育振興基本計画」を策定しました。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、寒川町の教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるものです。策定にあたっては、国の「第3期教育振興基本計画」を参酌しつつ、「寒川町総合計画2040」「寒川町 教育大綱」との整合を図り、寒川町教育委員会の権限に属する事務についての方針を示します。

## (3) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度(2021年度)を初年度とし、令和10年度(2028年度)を最終年度とする8年間とします。実施計画については、令和3年度(2021年度)から令和6年度(2024年度)までの4年間を前期、令和7年度(2025年度)から令和10年度(2028年度)までの4年間を後期としています。

### 関連する計画の進行年度

	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10
計画										
寒川町教育大綱	(改定前)	(改定後)			(次回改定)					
寒川町 総合計画	基本計画	9年 ~2020	20年計画(~2040)							
	実施計画	第3次	第1次			第2次				
寒川学びプラン	基本計画	15年 第1次	4年計画 第2次			4年計画 第3次				
	実施計画	5年 第3期								
寒川町 教育振興 基本計画	基本計画	5年 (改定後)	8年計画 第2次							
	実施計画	3年 後期	4年 前期			4年 後期				

#### (4) 進行管理

本計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルに沿って行います。教育委員会が実施している事業について、毎年度、点検と評価をして、それに対する課題や方向性などの検討をします。また、外部評価を実施し、必要に応じて事業の見直しや改善を行います。

